

第26問 不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

イ 抵当権の移転の登記の申請が却下された場合には、抵当権設定者は、当該申請を却下する処分について審査請求をすることができない。

ウ 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

エ 審査請求の取下げは、口頭ですることができる。

オ 登記官を監督する法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認めるときは、当該登記官に相当の処分を命ずる前に、当該登記官に仮登記を命じなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

不登法：02d

第8問

審査請求

不動産登記における審査請求に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、法務局又は地方法務局長の長の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。

イ 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認める場合を除き、審査請求の日から3日以内に、意見を付して事件を当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

※関連論点

ウ 抵当権の設定者は、当該抵当権の移転の登記の申請を却下した登記官の処分について、審査請求をすることができる。

エ 登記官を監督する法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分を命ずる前に、登記官に仮登記を命ずることができる。

オ 審査請求を取り下げた場合には、その後、同一の審査請求を再度提起することはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ